

だけでなくて、大臣にも報告が上がっていないというのを聞いています。それを聞いていないです。お答えください。裁判とは関係ないです。

○麻生国務大臣 これも度々御質問にお答えしているところであるとは思いますが、存否を含めて、私どもとしてはコメントをすることは差し控えていただきます。ずっと申し上げておりますとおりで。

○階委員 まず、度々の質問じゃないですか。あるかないか分からないと大臣はおっしゃったんです。あるかないか分からないということ、部下から何の報告も上がっていないということですか。当然、内部では調査していると思えますけれどもね。私はあると思っておりますけれども、万が一、ないならいい、報告は上がっていない、それではないですか。そういう報告も上がっていない、それでいいんです。

○麻生国務大臣 度々お答えしておりますが、存否を含めてコメントすることは差し控えてさせていただきます。今、何といたしても訴訟の最中ですから。

○階委員 違いますよ。存否というのは客観的なことなんだけれども、あるかないか分からないというの、大臣の主観的な認識じゃないですか。大臣が、あるかないか分からない、自分の認識をお答えになったので、あるかないか分からないということ、部下から報告は上がってきていないということ、部下から報告は上がってきていない、全然、存否の話とは違いますから。どうぞお答えください。

○麻生国務大臣 御自分の求められる答えにならないからといって、同じ質問をずっとしておられるのかどうか知りませんが、私どもとしては、存否を含めてお答えすることはできないと申し上げております。(階委員「答えになってないよ」と呼ぶ)

○越智委員長 ちよつと止めてください。

〔速記中止〕

○越智委員長 では、速記を起こしてください。階君。

○階委員 先ほど確かに大臣は、あるかないか分からなとおっしゃってましたので、部下から報告が上がっていないということなのかどうか、お答えください。

○麻生国務大臣 先ほど、誤解を招いた答弁になってるのかもしれないけれども、私が申し上げているのは、存否も含めてお答えできないという点につきましては、私といたしましても意思決定をいたしていただいておりますことでもあります。

○階委員 ちよつと、全然、先ほどと言っていることが変わるんですね。理財局長もこの間の答弁と違うことを言いますし、結局、皆さんはそうやってゴールポストを永遠に動かし続けて隠蔽をし続けるということであると、やはりまた同じような問題が起きるんじゃないかな、倫理も廃れていくんじゃないかなということを申し上げます。ちよつと議事録も精査して、引き続きこの問題を追及していきたいと思っております。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。

質問に入る前に、私からも一言。やはりこの森友公文書改ざん問題につきまして、世間の関心も高いということ、何よりも、近畿財務局で一生懸命動いておられた赤木俊夫さんの命が失われ、その原因がどこにあるのかということを知りたいという、真実を知りたいという御遺族の方に、やはり政府として、財務省としてしっかりと応えていくということが重要であり、この間議題となっております赤木ファイルにつきましても、提出することを強く求めておきたいと思っております。それでは、質問に入ります。所得税法の問題について伺います。

初めに、所得税の在り方についてなんですが、かつて財政制度審議会も指摘していたように、現在の所得税には、所得一億円を超えると税負担率が下がるといふ累進性に反した傾向が見られます。所得税の累進性を回復させるためには、所得一億円以上の税負担を引き上げることが必要かなんか、これが求められていると思います。

そこで、麻生財務大臣に伺いますが、来年度の所得税法改正案についてはどのような措置が盛り込まれているのでしょうか。

〔委員長退席、井林委員長代理着席〕  
○麻生国務大臣 金融所得課税の更なる見直しという点につきましては、今般の税制改正案、これは残念ながら盛り込まれておりません。残念ながら申し上げておきます。

これは、令和三年度の税制改正大綱において、私どもの自由民主党の、与党の税制調査会においても、税負担の垂直的な公平性を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討するということとされておりましたが、これはやる予定だったんですけれども、コロナのおかげでどうすつかりはたばたになりましたもの、残念ながら、今年、この問題に手をつけることはできなかったという具合に、自分なりにそう思っております。

どういったところ等々、経済等への影響をどう考えるかという論点も含めまして、ちよつとこれは総合的に精査をいたしませんと、株の話につきましても、また更に預金が増えておられますもの、現預金が。金がなくなる、金がなくなるといって、貯金が減るといいうわさでしたけれども、全然減るところか、増えておられます。ないないという方はどこにお金を使われたのかよく分からぬのですけれども、絶対額は増えておられます、十数兆円。ちよつと正直考えさせられるところなので、これが債券等々にうまく散っていくというのが我々の希望でありますけれども、そこを含めてうまくやるようなことを、総合的なことを考えないと難しいな思っております。

○清水委員 本委員会でも多くの議員が指摘していたわけですが、昨年から今年にかけて、コロナ下でも株価は上昇しているわけでございます。先日の日経平均が三十年ぶりに三万円を超えた。多くの国民にはその実感を得ることはできておりませんが、多額の金融資産を持つ富裕層には物すごい恩恵が生じていると思えます。しかし、富裕層の資産の拡大はここの一年の出来事に限ったわけではなく、アベノミクスの下で大きく伸びていると言えらると思えます。

野村総研が昨年十二月に公表した資料によりますと、金融資産一億円以上の富裕層、超富裕層が保有している純金融資産は、二〇一三年以降、一貫して増加を続けています。

配付資料の一を御覧ください。  
二〇一九年の時点では、金融資産五億円以上の超富裕層は八万七千世帯で、九十七兆円の金融資産を保有しております。現時点で見れば株価の上昇で更にその資産は増えておられるわけですが、大臣は、この表を見ていただいて、国民の中に資産格差が広がっている、この実感は持っておりますでしょうか。

○麻生国務大臣 この資料ですけれども、これは野村総研の資料なので、次に資料を出される時は、もう少し高齢者向けに大きな字で書いたやつにしてもらいたいね。これじゃ読めぬから。これは知っていたからいいですけれども、知らなきやこれは読めません。よろしく願います、御配慮を。

野村総研の資料なんだと思えますけれども、この試算方法を把握していないので、ちよつとコメントすることは、試算というのはいろいろなやり方がありますので、御存じのように。したがって、その上で、コメントというのは差し控えていただきますけれども、試算方法をよく把握できていないので。  
二〇一二年の私どもが政権交代をさせていた以来、経済というの、好循環を背景にし

て、株価も八千九百円とかいうところから三万円台まで上がってきたりしておりますけれども、幅広い世帯が株式を保有しているということなどから、国民に幅広い恩恵もあるんだ、私どもはそう認識しておりますが、いわゆるマス層というのは分かりますか、マス層。マス層の純金融資産というのを見ますと、二〇一一年から二〇一九年にかけて百五十六兆円、兆ですよ、国家予算が百兆ですから。百五十六兆円増加をいたしております。

いずれにいたしましても、経済格差については、所得と資産の分布を含めて各種指標を注視してまいるとともに、格差が固定化しないようにいろいろ考えておかないかぬところだと思いますが、これは是非、GPIFというもののこの株価の上昇による恩恵は極めて大きくて、年金がなくなるんじゃないかという話を民主党の内閣の時代はよくやっておられましたけれども、今そんな話は全く出なくなった最大の理由は株価の上昇にあつたということはあるんだと思います。

○清水委員 資産格差の拡大について質問しているわけですが、表を見ていただきましたら、超富裕層のところ、ここは純金融資産、二〇一一年には四十四兆円ですが、二〇一九年には二・二倍で九十七兆円ですよ。そもそも分母が違うんですよ、マス層とは。一世帯当たり何と二億三千万円増えているわけですよ。ですから、所得税の問題を議論するときに、今の資産格差の拡大という問題についてしっかりと認識を持つということが私は大事だと思います。

それで、所得や資産の格差を促進させているのがやはり消費税の増税だと思います。一般的に、消費税増税は可処分所得を引き下げる効果があります。

資料の二を御覧ください。この収入十階級別の税負担額の表なんですけれども、これは二〇一八年分で、税率が八%のときの資料になります。一か月の実収入で比較しますと、最も収入が低い第一階級は月額収入約二千七

万円です。一方、最も収入の多い第十階級は約百万円と、収入が四倍近くあるわけですね。

ところが、その下にあります消費税の負担というところを見ていただいたら分かると思うんですが、第一階級の方は約一万三千円ですね。第十階級の方は二万八千円程度ということで、二倍ぐらゐの差しかないわけですよ。更に言いますと、第一階級の所得税負担額が二百八十九円であること考えれば、この消費税負担の一万三千円というのがいかに重いかということが分かると思うんです。

二〇一九年、一昨年十月の消費税一〇%への引上げで更に、収入の低い階級で、消費税増税により負担が重くなっているか、負担増となっているか。また、そのことで更に所得格差が拡大したというふうに推定できると思うんですが、この消費税の増税といわゆる所得格差の問題について、財務大臣の認識を伺います。

○麻生国務大臣 二〇一九年の消費税の引上げというのは、これはもう度々申し上げておりますように、全ての世代がいわゆる金世代型の社会保障制度へと大きく転換をしていくというのには、我々にとつて避けられぬ問題なんだ、まず大前提としてそう思っております。

生産年齢人口は減少、給付を受ける高齢者が激増という状況に合わせて、これでどうやってきちんとした社会保障というものを、三十三兆、国家予算の約三分の一は社会保障関係ですから、そういったものをどうやって展開していくかという大前提というのをまず考えておいた上で話をしたいかなにかぬところだと思います。

私どもは、引上げに当たりましては、少なくとも所得の低い方への配慮として、いわゆる軽減税率、飲食料品というものは、エンゲル係数からいまして極めて高い比率になるのは、低所得層ほどそうなりますから、そういったものを含めて、軽減税率の導入。また、介護保険料の軽減をさせていただいたり、御存じのように、年金生活者等々の支給の給付金というものが、極めて低い

方に対しましては少なくとも年六万円の給付の創設というのをやらせていただいたり、ゼロ歳から二歳までについては、住民非課税世帯を対象とした幼児教育の無償化等々。

いろいろそういった低所得者への対応というのをやらせていただながら、私どもとしては、少なくとも、国民皆保険制度等々の日本の社会保障制度というものを長期にわたって安定したものにしていきたいという面も考えてやらせていただきましたので、今申し上げたような細々した件につきましては、受益の面にも十分に留意をした上でやらせていただいたと思っております。

〔井林委員長代理退席、委員長着席〕  
○清水委員 なかなか私と大臣との認識のギャップは埋まらないようではありますが、やはり資産格差、所得格差を是正する有効な手段として、消費税率の引下げ、これは本日に検討するべきだと思います。

一九年の消費増税の負担が国民に課される中で、コロナ禍が発生したわけですね。新型コロナの影響で、非正規雇用者を中心に、多くの労働者が仕事を失いました。毎日新聞によりますと、昨年四月に失業したある女性は、会社の健康保険から国保に切り替え、支払いの猶予を相談したときに、東京都のある市役所の窓口でこう言われました。払えない場合は財産を調査します、差押えも検討します、たとえ家賃を払えなくなっても、税金、国保税を払うのは国民の義務だ、こう主張されたそうなんです。

このような対応というのが本場に適切なのかどうか、まず総務省に確認したいと思っております。  
○川窪政府参考人 お答え申し上げます。  
総務省といたしましては、個別の事実関係を承知する立場にございませんので、個別事案に関する適否等につきましてコメントすることは差し控えていただきたいと思いますと考えておりますけれども、その上で、一般論として申し上げます。地方税の滞納整理に当たりましては、関係法令に基づき適正な執行が求められる

と同時に、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握しながら対応すべきものと考えておりますし、また、コロナウイルス感染症の影響によって納税が困難となった納税者の方々につきましては、その置かれた状況や心情に十分に配慮をすることも必要と認識しているところでございます。

○清水委員 このような窓口の対応というのは、東京だけじゃなくて、私の地元の大府市の箕面市というところなんです。子供の高校授業料よりも滞納している市民税を優先して払え、法律ではそう決まっている、このように言われたということなんです。

どちらの自治体職員の発言も、現行制度やコロナ禍での特例措置などの運用を逸脱した内容になっていると思えます。是非、総務省、自治体に対して、今言われたことを徹底していただきたいと要望しておきます。

地方税の滞納整理で法律を無視した乱暴な取立てが行われているのは、何もコロナ禍が始まったというわけではないわけですよ。二〇一九年の四月十日、本委員会が我が党の宮本徹議員が、宮城県地方税滞納整理機構が六十代のパート労働者の給与八万六千八百三十三円が銀行口座に振り込まれた後に差し押さえたとする事件を取り上げました。実は、先日和解が成立しまして、差し押さえられた給与が戻ってくるといううれしい結果になりました。

和解文ではこうあります。被告らは、本件に限らず、宮城県地方税滞納整理機構における預貯金債権の差押えに当たっては、今後、差押禁止債権が預貯金口座に振り込まれ、当該預貯金債権の差押えが当該差押禁止債権の差押えと同視されるような場合においては、特段の事情がない限り、その同視され得る部分について当該差押えを行わないものとする。

同視というのは同じものとみなすという意味ですが、地方税の滞納で差押禁止債権が振り込まれた直後に差押えをする事件は後を絶たないわけであり。総務省は、今私が読み上げたこの和解

の内容をやはり地方公共団体に徹底するべきではありませんか。お答えいただけますでしょうか。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

差押え禁止がされている債権か、あるいは給付などが振り込まれた直後に差押えを行ったという事案につきまして、実質的に差押え禁止されているものを差し押さえたことと同視されるようなものは行方すべきでないということにつきましては、総務省といたしまして、過去に国会答弁等でお答えを申し上げてきているところでございます。従前、そうした事案があった際に地方公共団体に対しても注意を促したこともございますので、今後ともそうした立場に立ちまして対応を図ってまいりたいと考えております。

○清水委員 是非徹底をお願いしたいと思っております。

次は、持続化給付金の差押え問題です。私は、昨年十一月二十四日の当委員会におきまして、持続化給付金の差押え問題について取り上げました。その後、国税庁の方針は変更されていないのかどうか、確認したいと思っております。また、持続化給付金が入金された直後の預貯金口座の差押え、これは今も行っておりませんか。このことだけ確認してください。

○国土政府参考人 お答えいたします。

国税庁といたしましては、国税の滞納整理に当たりまして、法令等を一律、形式的に適用するのではなく、滞納者個々の実情に即しつつ適切に判断する必要があると考えております。

持続化給付金につきましては、法令上差押えが禁止されていないものの、その趣旨が経済的な影響を受けた事業者等への支援であることを踏まえまして、持続化給付金の支給を受ける権利、債権を直接差し押さえて実際に使用できなくすることや、残高のない預金口座への持続化給付金の振り込みを待つ狙い撃ち的に差し押さえ、銀行口座に入金された持続化給付金を実際に使用できなくなるような差押え、こうしたことは慎むべきであり、慎重な対応を行う旨を各国税局、税務署に指

示しているところをごいまして、その方針に変更はございません。

○清水委員 変更がないということをごいまして。

私、この質問の後に知ったんですが、兵庫県内に住む飲食店経営の女性の銀行口座に振り込まれた持続化給付金が差し押さえられた裁判で、昨年十一月十九日に神戸地裁伊丹支部が、給付金の性質上、差押えは認められないとする決定を出しました。

その後、十二月二日にその決定で判決が確定したわけですが、知っているか知っていないかわかりませんが、国税庁次長はこの判決については承知されておられますでしょうか。知っているか知らないかわかりません。

○国土政府参考人 お答え申し上げます。

大変申し訳ございませんが、存じていません。○清水委員 是非国税庁にも関心を持って聞いていただきたいと思いますが、実はこの案件は、この女性の債権を持つ貸金業者が申立てをしたために、九月二日に持続化給付金が振り込まれたものの、もう既に出金できなくなっていたというものでございます。

判決では、持続化給付金の目的は、新型コロナウイルスで影響を受けた個人事業者らの事業継続を支援、再起の糧とすることだと指摘し、給付対象に現実には確保されなければ目的を実現するのは困難、債権者が代わって支給を受けることは予定されていないという内容でありました。

昨年の通常国会では、持続化給付金の取扱いにつきまして、差押え禁止の立法措置を与党内で検討していると梶山経済産業担当大臣が答弁されていたわけですが、結果的に立法措置が行われなかったわけでありまして。

経済産業省に伺いますが、当時、このような持続化給付金の差押えが発生するということは想定されていなかったのでしょうか。

○飯田政府参考人 お答えいたします。今委員御指摘の

とおり、厳しい経営状況に置かれている事業者に対しまして、事業の継続のために、使途制限のない現金を幅広く給付する、こういう趣旨でございます。

経済産業省といたしましても、当時、持続化給付金の差押えが起る可能性は認識しておりました。給付金が差し押さえられることなく確実に事業者のお手元に届いて、給付の趣旨に沿った形で使途を事業者が委ねることが重要ということをお考えをしております。したがって、金融機関に対しては、事業者への担保の設定や差押えの判断に当たっては事業者の置かれた状況を十分に踏まえた特段の配慮を行うよう、昨年の五月に要請を行っております。

○清水委員 こうしたことを想定していたのかしなかったのか、ただ、結果的に今のよう事態が発生しているわけでありまして。

持続化給付金の新規の申請はもう終わりましたが、まだ審査中の人も大勢いらっしゃるんですね。本日も、給付金がようやく振り込まれたという報告が私の事務所にもありました。まだ続いています。これ以上、この持続化給付金が差し押さえられることがないように、今、中企庁に答えていただきましたけれども、徹底していただきたいというふうに思います。

○清水委員 是非徹底していただきたいと思っております。

昨年の質問時点で、総務省だけが、国税庁のような持続化給付金の差押えを行わない旨の通達を出してはなかったわけですが、私が差押えをしていく自治体があることを指摘していたにもかかわらず何もなかったということが、やはり、いろいろ事案として出てきていたのではないかと。民間の債務ですら持続化給付金の差押えを禁止する判断が司法でなされているわけですが、被害者がわざわざ裁判をしなければ回避できないというのは、やはりおかしいのではないかと。総務省はこの神戸地裁の伊丹支部の決定を自治体に徹底するべきだということに思っているんですが、いかがでしょうか。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

総務省といたしましては、まず、地方税に関する滞納事案につきましての差押えという観点からの対応が私たちの担当ということになってございまして、その上で申し上げますと、地方公共団体に対しましては、これまで、地方税関連事務の執行に当たりまして、留意事項等を示した通知を出してございます。その中で、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握いたしました上で適正な執行に努めるようにということでお願いをしております。

さらに、これに加えて、今年の一月十五日には、コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれて納税が困難となっております納税者の方々に対する柔軟かつ適切な対応を地方公共団体に依頼する、このための新たな通知を發出しているところでございます。その通知におきましては、納税者等の方々への対応の基本姿勢といたしまして、先ほど申し上げましたように、納付相談等を受けた際に、置かれた状況や心情に十分配慮して、分りやすく丁寧な説明を行うということを依頼するとともに、関係する仕組みといたしまして、差押えの解除や猶予申請の際のつなぎ資金の取扱い、また猶予申請に当たつての手続の簡素化などにつきまして、法令上の規定や考え方の周知を行ったところでございます。

こうしたことを周知いたしまして、地方公共団体において柔軟かつ適切な対応を行っていただくよう依頼をしているところでございます。

○清水委員 是非徹底していただきたいと思っております。

次に、持続化給付金の不正受給について質問します。

報道によりますと、元大阪国税局職員の税理士や税務署職員が関わった事件もあるということがあります。税務の専門家である現職の税務職員やOBがその知識を利用して国の給付金である持続化給付金をだまし取ったという、驚きであり、許し難い行為だと思っております。

麻生財務大臣にお伺いしますが、国税庁が現在把握している現職の職員や元職員が関与したこの持続化給付金等の不正受給事件はどれだけあるのか。また、国税庁が行った処分について御説明いただけるでしょうか。

○麻生国務大臣 今御質問のありましたもので、いわゆる現職の国税庁の職員とか元職員が関与した持続化給付金の不正受給事案ということ、そういう限定ね。

東京国税局管内の税務署に勤務する職員が関与した一件、それから元職員である税理士が関与した一件を把握しておりますが、国税庁からの報告を受けているのはその二件でありまして、いずれにいたしましても厳正に対処するものと承知をしておりまして、いわゆる捜査等々の状況を踏まえて、事実確認をもってきちんとやらせていただきます。

元職員である税理士につきましては、既に自主的に税理士登録抹消ということで、税理士法上の懲戒処分を行うことができないことについては御理解をいただきたいと思っております。

いづれにいたしましても、網紀の厳正等々、適切に今後対応していかねばならぬと思っております。

○清水委員 今は廃止になっているんですけども、税務職員の心得というのがあります。税務運営方針というんですが、次のように書かれていました。一部の職員の間起きた不正事件でも、それは、税務行政全般の信用を傷つけるものである。税務行政に携わる職員は、一人一人が公務員としての責任と税務職員としての職務の重要性について、常に自覚を新たにするとともに、誘惑の多い職場であることに顧み、平素から細心の注意を払い、いやくも不正事件を引き起こすようなことがあってはならない、こうあるんですね。

現在でもこの内容は極めて重要だと思えます。全ての税務職員に徹底されるべきものだと思いますが、今、そのような教育や指導というのはな

さっておられるのでしょうか。副大臣、お答えください。

○伊藤副大臣 お答えいたします。税務運営方針、先生御指摘のとおり、昭和五十一年に、国税庁長官が、税務行政を執行する上で原則論を職員に対する訓示として示したものでございまして。内容は御紹介いただいたとおりで、税務行政は、引き続きこの税務運営方針の趣旨に沿って進められるべきものと考えておりまして、国税庁においても、新規採用職員に対して税務大学校で実施する研修において周知を図っているものと承知をしております。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信頼を回復するために、関与した職員への処分もそうですが、現職職員への教育を徹底していただきたい、再発防止に取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つ、税務職員の問題について確認したいと思えます。

戦後、日本では、一九四七年に、税制を民主化するために、所得税、法人税、相続税の三税につきまして申告納税制度が採用されました。その後、全ての国税に適用されるようになりました。現在の申告納税制度の下では、当然、記帳の仕方や帳簿等の保存方法や伝票の使い方などは、必要な記載があれば、あくまでも納税者にとつてやりやすい方法で行っても構わない、つまり納税者の自由ということ、これは国税庁、よろしいでしょうか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。法令等に必要事項が記載されていると思えますので、それにとつていただくといいことだと思えます。

○清水委員 ありがとうございます。基本的なことを確認したままでなんですが、

税務調査の中で納税者の求めに応じて記帳指導するということなんですけれども、ちよつとよく聞いていただきたいんですけれども、税務職員が勝手に店の伝票にナンバリングをする、ナンバ

を打つなどの行為、これは、仮に税務調査の中で納税者の求めに応じて記帳指導がなされたとしても、勝手に店の伝票に手をつけてナンバリングを打つというようなことを税務職員がやるということはあつてはならない行為だと思つていますが、鎌水次長、いかがでしょうか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。一般論として申上げれば、先ほど私が御答弁申し上げたとおり、理解と協力の下実施するということでございます。

○清水委員 理解も協力もないのに、ずかずか店に入ってきてですよ、税務調査だと言つてですよ、営業中にお客様がいる中で、勝手に現在使用中の伝票にナンバリングを始める。これは前代未聞だと思つてよろしいですか。

○清水委員 これは税務調査であらうとなかろうと、税務職員がずかずかと店に入ってきてですよ、レジの周りにいる店主やパート労働者を排除して、勝手にお店の伝票にナンバリングを打つ、こういうことはやはりあつてはならないんじゃないですか。

これは答えられるんじゃないですか、一般的に。繰り返しになりますけれども、あくまでも納税者の理解と協力を得て行うということだと思えます。

○清水委員 協力がなければやつてはならないというお答えだつたと思えます。

実は、昨年十二月に、愛知県の飲食店に熱田税務署の職員二名が、事前通知もなく突然店を訪れ、十名近いお客様がいる中で、税務調査と称してレジや伝票をいきなり調べ始めた。さらに、店のオーナーの許可もなく、現在使用中の伝票にナンバリングを打ち始めたということなんです。

これは税務調査として許される行為なんですか。先ほど鎌水次長のお答えでは、同意なく、許可なくというふうにおっしゃつたと思つていますが、これは当然許される行為ではないと思つていますが、いかがでしょうか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

ただいま先生おっしゃつたような個別の事案の詳細を私は存じませんが、いづれにしても、個別の事案についてお答えはできませんけれども、一般論として申し上げれば、先ほど私が御答弁申し上げたとおり、理解と協力の下実施するということでございます。

○清水委員 理解も協力もないのに、ずかずか店に入ってきてですよ、税務調査だと言つてですよ、営業中にお客様がいる中で、勝手に現在使用中の伝票にナンバリングを始める。これは前代未聞だと思つてよろしいですか。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信頼を回復するために、関与した職員への処分もそうですが、現職職員への教育を徹底していただきたい、再発防止に取り組んでいただきたいと思っております。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信頼を回復するために、関与した職員への処分もそうですが、現職職員への教育を徹底していただきたい、再発防止に取り組んでいただきたいと思っております。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信頼を回復するために、関与した職員への処分もそうですが、現職職員への教育を徹底していただきたい、再発防止に取り組んでいただきたいと思っております。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信頼を回復するために、関与した職員への処分もそうですが、現職職員への教育を徹底していただきたい、再発防止に取り組んでいただきたいと思っております。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信頼を回復するために、関与した職員への処分もそうですが、現職職員への教育を徹底していただきたい、再発防止に取り組んでいただきたいと思っております。

すか。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。

まず、無予告で調査を実施する場合でございますけれども、例えば、申告内容、過去の調査結果、事業内容などから、事前通知をすることにより、納税義務者において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合とか、あるいは、事前通知をすることにより、税務代理人以外の第三者が調査立会いを求め、それにより調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合などについては事前通知を要しないというふうにされてございます。

その上で、今御指摘のありました未使用の伝票を確認するといったことについてでございますけれども、一般論として申し上げますと、調査にいたる必要があるときは、調査対象となる課税期間以外の課税期間に係る帳簿書類その他の物件も質問検査権等の対象となるものでございまして、その課税期間には進行年分も含まれるところでございます。

○清水委員 加えて、ちょっと説明しますけれども、先ほどの事務運営方針には次のような記載もあるわけですが、  
事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、調査を行う旨、調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間、調査の対象となる帳簿書類その他の物件、調査対象者の氏名又は名称及び住所又は居所、調査担当者の氏名及び所属官署を通知するとともに、それらの事項以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合、非違というの違法です、ね、その場合には、質問検査等の対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力を得て調査を開始することに留意をする、このように事務運営方針に書かれているわけですが、つまり、事前通知を行わなかった調査であって

も、調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間などを税務職員は納税者に伝える義務がありますね。  
○鑑水政府参考人 お答えいたします。  
そのとおりでございます。  
○清水委員 私が紹介した今の税務調査は、事前通知も行わない、調査の目的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間について何も伝えずに、レジや伝票を押さえ、営業中ですよ、二〇二〇年の帳簿との照合をしているんですよ。さらには、税務職員が勝手に、勝手にですよ、伝票にナンバーリングを始める。営業中に、お客さんがいる前でですね。  
驚くべきことに、この伝票以外使ってはならない、ほかに伝票はないかと束を出させて、何と未使用の伝票にはわざわざ赤いひもで封印をした。ほかにも伝票はありませんか、未使用の伝票はありませんかと。二階に段ボールで保管してあります、すると、わざわざ店の二階まで税務職員が上がって行って、いわゆる未使用の伝票の箱を、またこれ封印をするんですよ。めちゃめちゃじゃないですか、これは。前代未聞だと思いますよ。  
この税務調査では、二重、三重にルールを逸脱する行為が行われています。国税庁は、個別の問題に答えられないということはあるけれども、きちんと、どのような調査が行われたのか、納税者の方の言い分もしっかりとお聞きし、必要であれば、しっかりと、間違いであるならば、この税務調査が違法であるというところが確認できたのであれば、反省とともに納税者に謝罪をし、本税務調査は終了するべきだと思っておりますが、国税庁、いかがでしょうか。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。  
一般論で恐縮でございますけれども、税務調査は、その公益上の必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものでございまして、従来から、与えられた権限の範囲内で適切に実施するよう周知しているところでござい

ございます。  
委員御指摘の行為がないように、今後とも、その徹底について、研修等を通じて周知を図ってまいりたいと思っております。  
○清水委員 それは当然のことなんですけれども、ちょっと経緯として鑑水次長に伺いたいんですが、次長が御承知されている範囲の中で、今、私が述べたような、これは個別のケースでなく、私に一般化していただいてもいいんですが、事前通知を行わず、税務署の職員が営業時間中に飲食店を訪問し、理解と協力を得ないまま、勝手に伝票にナンバーリングをするといったようなことが今まであったということ、過去に、次長が知る、経験上、今までそういうことがあったかどうかという点については教えていただけないか。これは何もひっかけ問題ではありませんので。そうしたことを知っているかどうか。  
○鑑水政府参考人 お答え申し上げます。  
ちょっと個別の対応についてお答えする材料を持ち合わせてございませんけれども、いざいざにしても、先ほど申し上げておりますとおり、納税者の理解と協力、それを得た上で調査を実施しているというふうにご覧いただいております。  
○清水委員 私の質問に答えていただいているんですけど、このお店のことを聞いているんじゃないんです。これは、私が知る中でも、本当にあつてはならないような調査だと思っております。だからこそ私は深刻に受け止めておりました、いや、こういうことはよくあるんですよ、営業時間中に行つて、伝票と帳簿を突き合わせて、そしてナンバーリングをどんどん打つて、これを順番に使え、ほかの伝票は使わないように封をする、理解と協力を得ずにはですよ、こういうことは手法としてあるんですか。これは別に、個別の話じゃないですよ。  
○清水委員 是非は調べていただきたいと思

うです。  
ちょうど確定申告、今、始まっていますよね。コロナの中で、飲食店だけではなく、多くの小規模、中小業者が、納税をどうするかということでも、決まらずに苦悩されているわけですよ。このお店も、決して左うちわというわけではなくて、いろいろな経費がかかる中で、大変厳しい、もちろんコロナの影響もある中で、厳しい状況で頑張っているわけですよ。  
そういうところに、今言いましたような、税務署員が突然乗り込んで、伝票にナンバーリングを打ち始める。実は、途中でナンバーリングのインクが切れまして、あしたもまた来るわと言って、次の日また職員が来て、続きのナンバーリングを始めたことになっているのか。こういうことが日常化されるということになりますと、これは申告納税制度そのものの、私は、趣旨と役割というのが損なわれてしまうというふうに思います。  
それで、これは要望ですけれども、先ほども言いましたけれども、これは熱田税務署の件ですから確認すれば分かると思っております。是非、こうした違法な調査については納税者に対して謝罪をする、そして本件税務調査は終了するべきだということ強く求めておきたいと思っております。  
今日は、階委員の方から、税務署職員も国家公務員倫理カードというものを携帯しているはずだということ、皆さんお持ちということなんですけれども、これこそが国民、納税者の疑惑や不信を招くような行為そのものだというふうな言わざるを得ません。厳にこうしたことは慎むべきであり、そのことを指摘しまして、私の質問を終わりたいと思っております。  
ありがとうございました。  
○越智委員長 次に、青山雅幸君。  
○青山雅幸委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。  
本日も、貴重な時間をありがとうございます。まず最初に、中小企業に対する優遇税制の仕組